

職業能力の開発

職業能力開発促進法の目的、基本理念

【目的】

職業能力開発促進法は、

- ①職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化並びにその実施の円滑化のための施策
- ②労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより職業能力の開発及び向上を促進し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

【基本理念】

- 労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われること。
- 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上の促進は、労働者の職業生活設計に即して、教育訓練等の機会の確保、実務の経験や職業能力の適正な評価がなされることによって図られるべきこと。

【関係者の責務】

この法律は、関係者の責務を次のように定めている。

- 事業主は、必要な職業訓練を行うとともに、労働者が自ら職業に関する教育訓練等を受ける機会を確保するために必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助を行うこと等によりその雇用する労働者に係る職業能力の開発・向上の促進に努めなければならない。
- 国・都道府県は、事業主の職業訓練の振興・内容の充実、労働者が自ら職業に関する教育訓練等を受ける機会を確保するために事業主の行う援助その他労働者が職業設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために事業主の講ずる措置等の奨励に努める。
- 国・都道府県は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発・向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施、事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等に鑑みて必要とされる職業訓練の実施、労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするための援助、技能検定の円滑な実施等に努める。

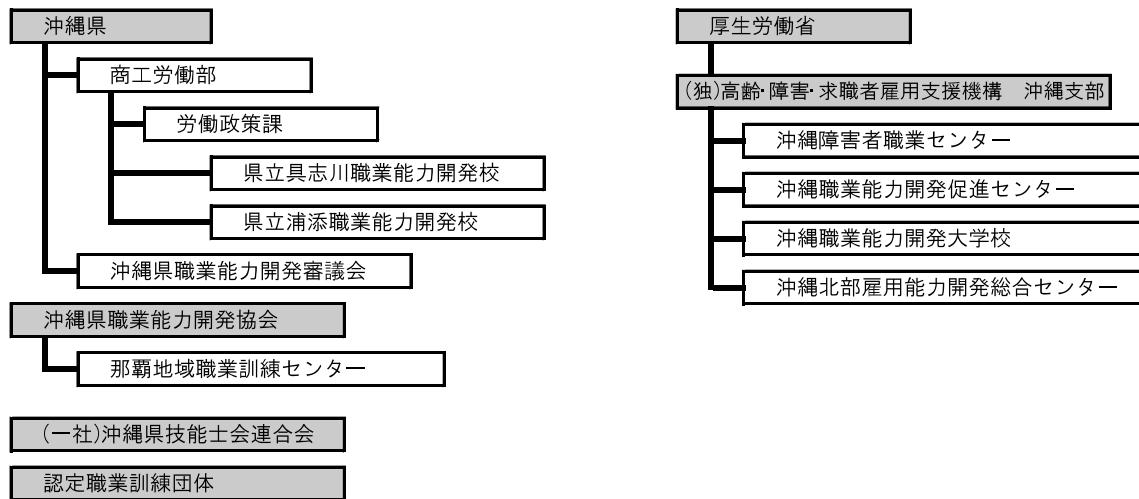
【職業能力開発基本計画、都道府県職業能力開発計画】

厚生労働大臣は、職業能力開発の基本となるべき職業能力開発基本計画を策定し、都道府県は、職業能力開発基本計画に基づいて、都道府県職業能力開発計画を策定するよう務めるものとする(5か年計画)。

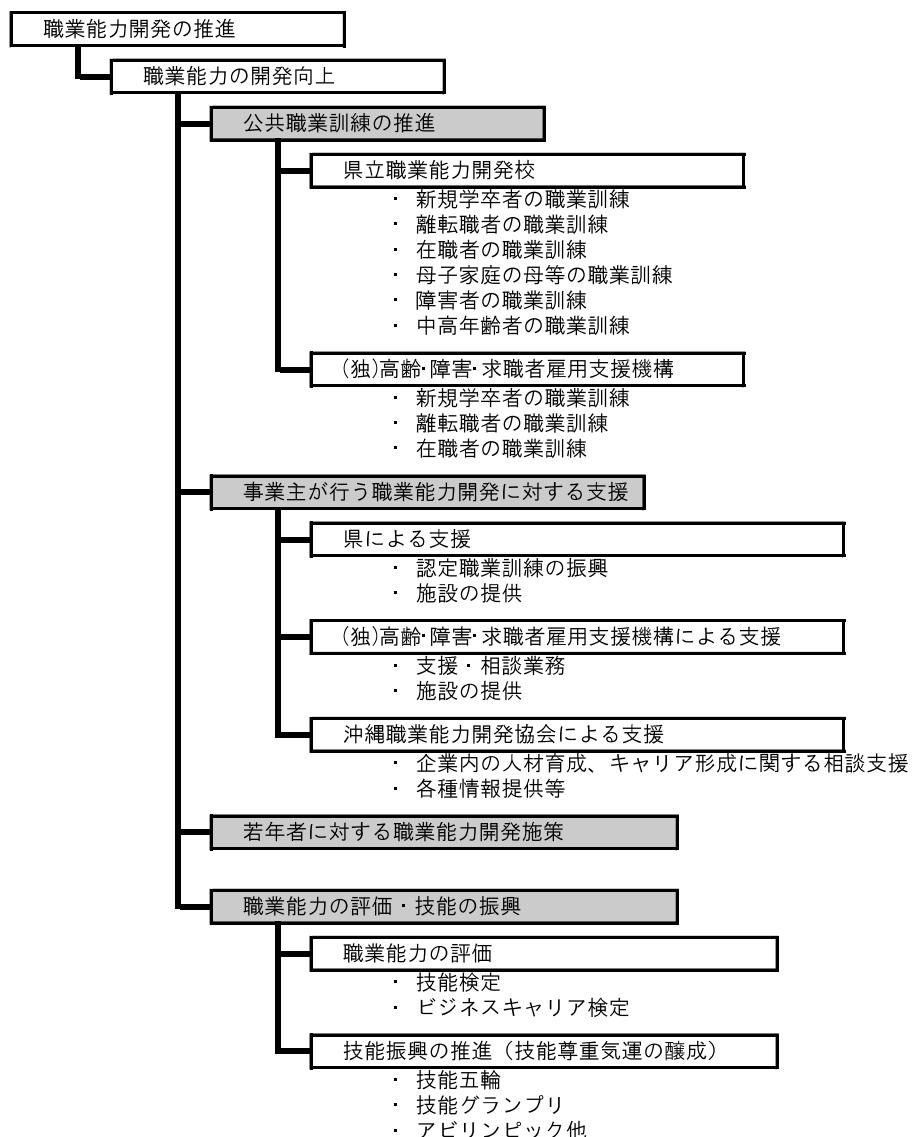
第10次計画…H28～33年度

職業能力開発推進の体系(組織・施策)

○組織体系



○施策体系



公共職業訓練(公共職業能力開発施設、職業訓練の種類・基準、職業訓練指導員)

国及び都道府県は、公共職業能力開発施設を設置して施設の区分に応じ職業訓練を行うものとなっている。また、市町村は、職業能力開発校を設置することができるここととなっている。

①公共職業能力開発施設

国(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を含む。)、都道府県及び市町村が職業能力開発促進法に基づき設置する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を総称して、公共職業能力開発施設という。

これらの公共職業能力開発施設においては、公共職業訓練を実施するほか、事業主等が行う職業訓練についての援助、技能検定に関する援助等を行っている。

【公共職業能力開発施設の種類と県内の施設】

公共職業能力開発施設	設置	県内の施設
職業能力開発校 普通職業訓練 (普通課程、短期課程)	都道府県 ※市町村設置も可	県立具志川職業能力開発校 県立浦添職業能力開発校
職業能力開発促進センター 普通職業訓練(短期課程) 高度職業訓練(専門短期課程)	国 ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構を含む) ※都道府県設置も可	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄職業能力開発促進センター(ポリテクセンター沖縄)
職業能力開発短期大学校 普通職業訓練(短期課程) 高度職業訓練 (専門課程・専門短期課程)	国 ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構を含む) ※都道府県設置も可	—
職業能力開発大学校 高度職業訓練 (専門課程・専門短期課程) (応用課程・応用短期課程)	国 ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構を含む) ※都道府県設置も可	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄職業能力開発大学校(沖縄ポリテクカレッジ)
障害者職業能力開発校 障害の態様に応じた職業訓練	国 ※国が設置し都道府県又は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に運営を委託 ※都道府県設置も可	—

入校資格等

【県立職業能力開発校】

《普通課程》高校卒業程度の学力を有する者(入校試験あり)

《短期課程》ハローワークに求職申込みをし、職業安定所長から受講指示又は受講推薦を受けた者(入校試験あり)

(新規中卒者(見込者を含む)の応募可能)

※入校手続き、その他については近くの職業安定所、又は職業能力開発校へ問い合わせのこと。

【沖縄職業能力開発促進センター(ポリテクセンター沖縄)】

《短期課程》ハローワークに求職申込みをし、職業安定所長から受講指示又は受講推薦を受けた者(入校試験あり)

※入校手続き、その他については近くの職業安定所、又はポリテクセンターへ問い合わせのこと。

【沖縄職業能力開発大学校(沖縄ポリテクカレッジ)】

《専門課程》高校卒業程度の学力を有する者(入校試験あり)

《応用課程》専門課程を修了した者(修了見込の者を含む)又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者(進学試験あり)

※入校手続き、その他については近くの職業安定所、又は大学校へ問い合わせのこと。

入校時にかかる経費等

【受講料】

・県立職業能力開発校 無料

・沖縄職業能力開発促進センター 無料

・沖縄職業能力開発大学校 授業料 年額 390,000 円(令和 2 年 4 月現在)
入校料 (専門課程) 169,200 円(")
(応用課程) 112,800 円(")

※必要な機械工具類は貸与されるが、手持工具は自己負担。

※交通費は学割運賃の適用対象となる。

【寮など宿泊施設】

・県立職業能力開発校 なし

・沖縄職業能力開発促進センター なし

・沖縄職業能力開発大学校 完備 (年額 114,000 円、食事代別)

②職業訓練の種類・基準

職業訓練には多種多様なものがあるが、職業能力開発促進法では、労働者の受講機会の確保について、特に国、都道府県、事業主等によって配慮されるべき訓練として普通職業訓練、高度職業訓練を掲げるとともに、厚生労働省令及び沖縄県条例等でこれらの職業訓練に係る訓練課程、訓練期間及び訓練時間等に関する基準を定めている。

【普通職業訓練】

普通職業訓練は、職業に必要な基礎的な技能(高度の技能を除く。)及び知識を習得させるための訓練であり、普通課程及び短期課程に区分される。

なお、短期課程には、企業における管理又は監督の職務に必要な技能を習得させるための管理監督者コース及び技能検定の合格を目的とした、1級、2級及び単一等級の各技能士コースを含んでいる。

普通職業訓練の基準

訓練課程	普通課程	短期課程
対象者	中学校卒業者、高等学校卒業者等	在職労働者、離転職者、中学校卒業者等
教科の科目	多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるために適切なもの	職業に必要な技能(高度のものを除く)・知識を習得させるために適切なもの
訓練の実施方法	学科の科目について通信制も可(添削指導及び面接指導)	学科の科目について通信制も可(添削指導、必要に応じた面接指導) ただし、管理監督者コースを除く
訓練期間	中卒2年(場合により2年以上4年以下) 高卒1年(場合により1年以上4年以下)	6か月以下(場合により1年以下)
訓練時間	中卒2,800時間以上 高卒1,400時間以上 (1年につきおおむね1,400時間、場合により700時間以上)	12時間以上 (管理監督者コースを除く)
設備	教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの	教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの
訓練生の数	1単位につき50人以下	管理監督者コース 1単位につき7人以上10人以下の別表第四に掲げる訓練科 1単位につき50人以下の技能士コース 1単位につき10人以上50人以下の(通信制の場合は30人以下)
職業訓練指導員	訓練生の数に応じた適切な数であること。 1単位につき3人(1単位の訓練生が30人を超える場合は4人)	管理監督者コース 監督者訓練員等特別な訓練を受けたものであること 技能士コース 当該訓練科の教科の科目について詳細で実務に即した知識を有し、その内容について的確に指導できる者であること
試験	学科及び実技に区分し1年1回以上 (最終の回は技能照査で代え得る。) 普通学科は省略も可	訓練の修了時に行う
公共職業能力開発施設	職業能力開発校	職業能力開発校 職業能力開発促進センター 職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校

【高度職業訓練】

職業に必要な高度の技能及び知識を習得させるための訓練であり、専門課程、専門短期課程、応用課程、応用短期課程に区分される。

高度職業訓練の基準

訓練課程	専門課程	専門短期課程	応用課程	応用短期課程
対象者	高等学校卒業者等	在職労働者等	専門課程の高度職業訓練修了者等	在職労働者等
教科の科目	高度な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるために適切なもの	職業に必要な高度の技能・知識を習得させるために適切なもの	職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的技能・知識を習得させるために適切なもの	職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための適切なもの
訓練の実施方法		学科については通信制も可 (添削指導、必要に応じ面接指導)		
訓練期間	2年 (場合により1年以下の延長可)	6ヶ月以下 (場合により1年以下)	2年 (場合により2年以下の延長可)	1年以下
訓練時間	2,800時間以上 (1年につきおおむね1,400時間)	12時間以上	2,800時間以上 (1年につきおおむね1,400時間)	60時間以上
設備	教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの	教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの	教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの	教科の科目に応じ適切な訓練を行うことができるもの
訓練生の数	1単位につき40人以下		1単位につき40人以下	
職業訓練指導員	訓練生の数に応じた適切な数であること	高度の技能・知識を有し、教育訓練に関し適切に指導できる能力を有する者であること	訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること	高度の技能・知識を有し、教育訓練に関し適切に指導できる能力を有する者であること
試験	教科の科目ごとに1年 1回以上 普通学科は省略も可		教科の科目ごとに1年 1回以上 普通学科は省略も可	
公共職業能力開発施設	職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校	職業能力開発短期大学校 職業能力開発大学校 職業能力開発促進センター 職業能力開発総合大学校	職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校	職業能力開発大学校 職業能力開発総合大学校

【委託訓練】

職業を転換しようとする労働者等に対して迅速・効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、専修学校等職業能力の開発・向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を委託訓練として受けさせることによって行うことができるとされている。

【参考】

離職者等再就職訓練事業、障害者能力開発事業

離転職者、母子家庭の母、障がい者等の早期就職を支援するため、民間教育訓練機関や社会福祉法人、企業等のノウハウを活用した職業訓練(委託訓練)を実施している。

求人開拓・無料職業紹介事業

県立職業能力開発校において、職業安定法第33条の2第1項に基づき、訓練生に対して無料職業紹介事業を行うとともに、求人開拓嘱託員を配置し就職相談、求人開拓を行っている。

【目的】

- ①訓練生の資質・能力に応じた就職の促進を容易にする。
- ②求人開拓等事業主との接触を通して、事業主の職業訓練ニーズを直接把握し、社会のニーズに対応した職業訓練の推進を図る。

【対象者】

県立職業能力開発校の修了予定者及び修了後1年以内の修了生

【業務内容】

- ①求人申込みの受理
- ②就職相談指導の実施(就職紹介、あっせんを含む)
- ③求人開拓の実施
- ④就職後のアフターケアの実施
- ⑤職業能力開発校の訓練内容等の周知

③職業訓練指導員

広く職業訓練を担当する指導員を職業訓練指導員と称するが、職業能力開発促進法では、準則訓練(公共職業訓練及び認定職業訓練を準則訓練と総称する。)のうち普通課程及び短期課程の普通職業訓練における職業訓練指導員は、原則として都道府県知事の免許を受けたものでなければならないとされている。

職業訓練指導員免許は、省令で定める123職種ごとに行うことになっており、昭和47年度から平成31年度までに沖縄県において免許の交付を受けた者は、96職種、のべ4,824名となっている。

【職業訓練指導員免許】

職業訓練指導員免許は、次のいずれかに該当する者に対し申請に基づき交付することになっている。

- ア 職業能力開発総合大学校における指導員訓練のうち、長期養成課程、短期養成課程及び職種転換課程(平成25年度以前における長期課程又は専門課程)を修了した者
※短期養成課程については、能力審査に合格した者に限る。
- イ 都道府県知事が行う職業訓練指導員試験に合格した者
- ウ ア及びイと同等以上の能力を有すると認められる者

(職業訓練指導員免許資格要件)

根拠・内容		実務経験
職業能力開発促進法第28条第3項		
1号	指導員訓練のうち、長期養成課程、短期養成課程及び職種転換課程(平成25年度以前における長期課程及び専門課程)修了者※短期養成課程については、能力審査に合格した者に限る。	0
2号	職業訓練指導員試験合格者	—
3号	施行規則第39条	
1号	1級の技能検定又は等級に区分しないで行う技能検定(单一等級の技能検定)に合格した者で、厚生労働大臣が指定する講習※を修了した者	0
2号	免許職種に関する学科を修めた者で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の高等学校教員普通免許状(教育職員免許法第4条第1項)を有する者	0
3号	旧法の職業訓練指導員訓練で長期又は短期訓練の課程を修了した者	0
4号	旧法の職業訓練指導員試験に合格した者	0
5号	指定講習受講資格者であって、短期養成課程の指導員養成訓練において職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したもの	0
6号	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者(法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る)。	0
規則附則第9条		
1号	大学(短期大学は除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で実務経験年数に達したのち、厚生労働大臣が指定する講習※を修了した者(以下、各号に該当する者についても厚生労働大臣が指定する講習※の修了者とする。)	2
2号	短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	4
2号の2	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	1
2号の3	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し技能照査に合格した者	3
昭和44年告示第38号(平成5年改正)		
1号	専門課程の高度職業訓練修了者	4
1号の2	普通課程の普通職業訓練において、技能照査に合格した者	6
1号の3	普通課程の普通職業訓練修了者	7
2号	短期課程の普通職業訓練修了者(700時間以上)	10
3号	専修訓練課程の普通職業訓練修了者(昭和53年改正規則附則第2条第1項)	10
4号	外国の大学(短大は除く)において、免許職種に関する学科を修めた者	2
5号	旧法の認定職業訓練(3年)又は改正前の労働基準法の認可を受けて行われた技能者養成を修了した者	7
6号	高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7
7号	旧法の職業訓練(2年及び3,600時間)又は旧法の認定職業訓練(2年)を修了した者	8
8号	旧法の職業訓練(1年及び1,800時間)又は旧法の公共職業補導所(1年及び1,824時間)を修了した者	10
9号	旧法改正前の失業保険法で規定された施設で行われた職業訓練(1年及び1,824時間)を修了した者	10
10号	改正省令前の都道府県が設置する施設で、家事サービス職業訓練を担当している者	0
11号	特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者(昭和53年改正規則による改正前の規則第1条)	3
11号の2	特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4
11号の3	高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6
12号	高等訓練課程の養成訓練修了者(旧訓練法規則第1条)	7
13号	専修訓練課程の養成訓練修了者(“”)	10
14号	職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者	15

(備考)「旧法」:廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第135号)

「旧訓練法規則」:53年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)

※厚生労働大臣が指定する講習(職業訓練指導員(48時間)講習)

職業訓練指導員として必要な指導方法について、その能力を付与するために職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づき実施するもので、一定の受講要件がある。

認定職業訓練

【認定職業訓練】

認定職業訓練とは、事業主等がその雇用する労働者等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める基準に従って行われる職業訓練であり、事業主等の申請により各都道府県知事が認定を行う。法に定める一定の基準を満たす訓練を認定することにより、職業訓練の質的水準を確保し、体系的かつ合理的な職業訓練が実施されることを目的としている。本県では、以下の団体が認定を受け訓練を実施している。

- ・沖縄県板硝子事業協同組合
- ・北部電気工事業協同組合
- ・沖縄県職業能力開発協会
- ・SOJ アカデミー運営協会
- ・サン電通エンジニアリング株式会社
- ・エスピーシー沖縄理美容事業協同組合
- ・一般社団法人沖縄産業開発青年協会
- ・職業訓練法人沖縄自動車エンジニア育成協会
- ・エイム株式会社
- ・nails beauty Castle
- ・一般社団法人 日本総合美容協会
- ・ダイキン工業株式会社
- ・一般社団法人沖縄県警備協会

認定の要件(主なもの)

- ◎認定を受けることができるものであるか
事業主、事業主の団体又は連合団体、職業能力開発協会、営利を目的としない法人など
- ◎認定の対象となる職業訓練であるか
事業主等がその雇用する労働者等に対して行う職業訓練であり、各訓練基準に該当するもの。
- ◎職業訓練を的確に実施する能力を有すると認められるか
 - ・職業訓練の永続性があるか
 - ・事業主の場合は総数3人以上、団体の場合は1訓練科につき3人以上の訓練生がいるか
 - ・業務又は事業の1つとして、職業訓練についての明確な定めが定款等にあるかなど

【認定職業訓練助成事業費補助金】

認定職業訓練のうち、一定の要件を満たすものについては、運営費等の助成が行われている。

助成の対象となる訓練

中小企業事業主等が行う認定職業訓練であること。

主な助成対象経費

<運営費>

講師及び教務職員の謝金、手当等に要する経費

機械器具等の設備に要する経費

建物の借上及び維持に要する経費

教科書その他教材に要する経費

修了証書作成その他管理運営に要する経費 など

<施設費及び設備費>

職業訓練施設の整備並びに職業訓練設備の購入並びに借上げに要する経費

助成額

<運営費>

次の①、②、③のうち、いずれか低い額

①対象となる経費の 2/3

②訓練生数 × 単位数(訓練時間により異なる) × 基準額(訓練内容により異なる)

③補助事業に要する総事業費から補助事業に係る収入額を控除した額の 2/3

<施設費及び設備費>

対象経費の 2/3